

平成28年9月21日付け経済産業大臣宛て

1 総括的事項

(1) 本事業は、石狩湾新港港湾計画における「再生エネルギー源を利活用する区域」に位置する約620haの対象事業実施区域に、最大出力104,000kW（定格出力 4,000kW級の風力発電設備を最大26基設置予定）の洋上風力発電所を設置する計画となっている。

対象事業実施区域に面した工業団地には事業場が多数立地しており、工業団地の周辺には多数の住宅が存在するため、施設の稼働による騒音及び超低周波音による影響が懸念されるほか、対象事業実施区域及びその周辺では希少猛禽類や希少な海鳥の生息が確認されており、バードストライクや生息環境の喪失なども懸念される。

また、対象事業実施区域の近傍では他事業者の風力発電事業の計画が進められており、これらとの累積的な影響も懸念される。

さらに、国内において洋上風力発電事業は先例が少なく、特に海域における影響については十分に解明されていないことから、適切な事後調査を行うことで本事業による影響を把握する必要がある。

(2) 本準備書は、希少猛禽類や騒音に関する調査が不足しているなど、一部の環境影響評価項目に対する影響の予測及び評価にあたり、現状把握のための調査が十分でなく、また、石狩海岸への影響に関する検討が不足しているなど、不十分な点が見受けられる。

(3) 以上のことから、今後の手続きに当たっては、2の個別的事項の内容を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うとともに、適切な事後調査を行うこと。その結果、重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、環境影響の回避、低減を図るための効果的な環境保全措置を講ずること。

併せて、適切な機種選定や基数の削減、配置の見直しなどにより、可能な限り環境影響の低減を図るとともに、全ての環境影響評価項目において本準備書に記載されている環境影響の程度を超えることがないようにすること。

また、評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討過程を遺漏なく具体的に記載し、分かり易い図書となるよう努めること。

なお、対象事業実施区域周辺の住民等に対しては、事業計画やその環境影響に関して、具体的かつ丁寧な説明を行うこと。

(4) 本準備書については、縦覧期間終了後においても、事業者のホームページでダウンロード可能な状態で掲載されており、一般意見に対する事業者の見解では、評価書手続き完了までホームページに掲載する予定としている。このように掲載を継続することは、意見等の評価書への反映状況の確認が容易になり、環境影響評価制度の趣旨から望ましいことであるため、引き続き評価書手続き完了まで掲載するよう努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 騒音に関する調査、予測及び評価については、調査期間の設定、除外音処理等の調査方法が不適切であり、平均的な音環境を把握できていない可能性が高いことから、最新の知見を踏まえ、必要な修正を行うこと。

イ 住居への影響を適切に評価するために、住居位置に調査地点を追加すること。また、近傍の事業所内保育所への影響についても適切に予測及び評価すること。

ウ 風力発電設備の騒音及び超低周波音による生活環境への影響については不確実性があることや純音性成分により不快感が高まるおそれがあることなどから、適切な機種選定などにより可能な限り影響の低減を図るとともに、事後調査を適切な頻度及び手法で実施し、影響が確認された場合は、稼働停止等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 動物

ア 11月～1月に猛禽類調査を実施しておらず、この時期の影響の予測及び評価が不十分であることから、その期間の追加調査を実施し、その結果を踏まえて、改めて影響の予測及び評価を行うこと。

イ 対象事業実施区域の周辺は、海岸に沿ってカシワ天然林が広がるなど多様な自然環境に恵まれた地域であり、希少猛禽類や希少な海鳥が確認されていることから、これらの鳥類の休息地や採餌場、渡りの経路になっている可能性が高い。本事業の実施により、生息環境の減少・喪失、移動経路の阻害、風力発電設備を回避することによる採餌場機能の喪失が懸念されることから、これらについても予測及び評価するとともに事後調査も実施すること。

ウ 対象事業実施区域周辺では、オジロワシ、オオワシ等の希少猛禽類の飛翔が確認されていることから、これらの鳥類の風力発電設備への衝突が懸念される。

鳥類の衝突に係る予測には不確実性が伴うこと、また、洋上に構造物が設置されることによる魚類等の蝟集効果により、鳥類の採餌環境や生息状況が変化し、予測できない影響が生じる可能性があることから、事業による影響を把握するための事後調査が重要であるが、事後調査は墜落個体の回収のみにより行うとしている。

しかし、洋上では墜落個体の発見及び回収が難しいことから、事後調査にあたっては、専門家の意見を聴取し、また、自動検知システムなどの方法も用いて、十分な頻度及び適切な手法により実施すること。

その結果、バードストライクの影響が確認された場合は、視認性を高めるための環境保全措置のほか、最新の知見を踏まえ、稼働制限等を含む環境保全措置を検討すること。

エ 対象事業実施区域の周辺海域では、サケ、ニシン等の表層性魚類に加え、ホッキガイ、シャコ、カレイ等の底生性魚介類を対象とした漁業が営まれているほか、トド等の海棲哺乳類が確認されていることから、施設の設置・稼働による周辺の海洋生態系や漁業への影響が懸念される。

海域に生息する動物への影響に関する事後調査を実施しないこととしているが、海域に生息する動物への影響については現在様々な研究が行われており、今後新たな知見が得られることも想定されるため、漁業関係者や海洋生物の専門家等と十分に協議の上、必要に

応じて事後調査を実施すること。

(3) 景観

眺望点の選定について、地元自治体からの情報収集や現地調査等を行った上で、改めて検討すること。なお、「春香山オーズスキー場」など俯角景としての特徴を持つ地点についても選定を検討すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域に近い石狩海岸は、北海道自然環境保全指針のすぐれた自然地域として抽出されており、また、「おたるドリームビーチ」や「あそびーち石狩」など多くの人が訪れる海水浴場を有する。

洋上に風力発電設備が設置されることによる流況の変化により、石狩海岸の砂浜が浸食するなどの影響を受ける可能性があるが、当該影響についての具体的な記載がないことから、科学的根拠に基づいて当該影響を予測し、影響があると認められる場合は適切に評価すること。

また、流況の変化による砂の移動の予測には不確実性が伴うことから、対象事業実施区域及びその周辺の流向・流速を工事前後で測定するなど本事業による影響を把握するとともに、影響が確認された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

(5) 累積的影響

騒音やバードストライクなどについて、対象事業実施区域の近傍で計画が進められている他事業者の風力発電事業との累積的な影響が懸念されるため、公表されている他事業者の環境影響評価図書に記載された情報を入手するなどして、累積的影響の予測及び評価を行うこと。

その結果、重大な環境影響が生じると予測された場合は、関係する事業者と共同して環境保全措置を講ずるなどして環境影響を回避、低減するよう努めること。